

「首都圏広域地方計画」の決定にあたり

首都圏の未来を決する「運命の10年」に向けて、昨年8月に閣議決定された国土形成計画全国計画を踏まえ、有識者懇談会や首都圏広域地方計画協議会において検討が進められてきた、「首都圏広域地方計画」が、本日、国土交通大臣決定されました。

この計画では、皆さんの安全・安心を確保しながら、東京の有する世界都市機能の強化を図るとともに、面的に広がる交通ネットワークなどのインフラのストック効果を最大限に活用し、様々な方向にヒト・モノ・情報等が活発に行き交う「対流型首都圏」の構築を目指すこととしております。

今後、首都圏広域地方計画を関係の皆さんが連携しながら推進することで、首都圏、そして日本がなお一層発展していくことを期待しております。

平成28年3月29日

首都圏広域地方計画協議会会長

茨城県知事 橋本 昌